

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術に関する院内掲示

手術実施期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日

・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	118
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	

・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術	
カ	肝切除術等	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
キ	同種死体腎移植術等	

・区分4に分類される手術の件数

59

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	
乳児外科施設基準対象手術	
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを 含む。）及び体外循環を要する手術	
経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	
不安定狭心症に対するもの	
その他のもの	
経皮的冠動脈粥腫切除術	
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	
不安定狭心症に対するもの	
その他のもの	